

令和 8 年第 4 回太子町議会定例会（第522回町議会）会議録（第 4 日）

令和 8 年 6 月 19 日

午 前 10 時 開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 3 議案第35号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第36号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第37号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第38号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第39号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第40号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第41号 太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 10 議案第42号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上 8 件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 議案第43号 備品購入契約の締結について（中学校大型提示装置）
- 12 議案第44号 工事請負契約の締結について（町内小中学校屋内運動場等空調設備整備工事）
- 13 議案第45号 工事請負変更契約の締結について（太子町立文化会館・歴史資料館建物維持改修工事）
- 14 請願第 7 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率 2 分の 1 の復元をはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の請願について  
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 15 発議第 1 号 太子町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 16 発議第 2 号 太子町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 決議案第 1 号 太子町議会ハラスメント防止に関する決議
- 18 議員派遣について
- 19 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 3 議案第35号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第36号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第37号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第38号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第39号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第40号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 9 議案第41号 太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 10 議案第42号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (以上8件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 議案第43号 備品購入契約の締結について(中学校大型提示装置)
- 12 議案第44号 工事請負契約の締結について(町内小中学校屋内運動場等空調設備整備工事)
- 13 議案第45号 工事請負変更契約の締結について(太子町立文化会館・歴史資料館建物維持改修工事)
- 14 請願第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- (福祉文教常任委員会委員長報告)
- 追加日程第1 意見書案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書
- 15 発議第1号 太子町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 16 発議第2号 太子町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 決議案第1号 太子町議会ハラスメント防止に関する決議
- 18 議員派遣について
- 19 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

#### 会議に出席した議員

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 吉田智子 | 2番  | 山本順久  |
| 3番  | 玉田晶久 | 4番  | 桑名幸夫  |
| 5番  | 出原賢治 | 6番  | 森田哲夫  |
| 7番  | 玉田正典 | 8番  | 中薮清志  |
| 9番  | 堀卓史  | 10番 | 藤澤元之介 |
| 11番 | 首藤佳隆 | 12番 | 中島貞次  |
| 13番 | 松浦崇志 | 14番 | 清原良典  |

#### 会議に欠席した議員

なし

#### 会議に出席した事務局職員

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 局長 | 田中秀彦 | 書記 | 佐々木悟 |
| 書記 | 井手典子 |    |      |

#### 説明のため出席した者の職氏名

|        |       |        |      |
|--------|-------|--------|------|
| 町長     | 沖汐守彦  | 副町長    | 柴藤雅雄 |
| 教育長    | 糸井香代子 | 総務部長   | 森文彰  |
| 生活福祉部長 | 藏屋一彦  | 経済建設部長 | 富岡泰造 |
| 教育次長   | 福井照子  | 財政課長   | 池田誠  |

(開議 午前10時00分)

○議長(清原良典) 皆さんおはようございます。

令和8年第4回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（清原良典） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日、町長から議案等1件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第2 総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告

○議長（清原良典） 日程第2、総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について、総務経済建設常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 おはようございます。総務経済建設常任委員会の所管事務調査報告を申し上げます。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により、下記のとおり報告いたします。

1、調査事件。観光行政のあり方について。

2、調査年月日。令和7年6月10日火曜日から令和8年6月10日水曜日の間で計12回。

3、調査の経過及び意見。調査詳細項目。

当局に出席を求め、太子町の観光事業の現状や今後の見通し、観光協会との関係及び連携についての報告を受けました。

太子町観光協会の事務局は太子町商工会内に置かれており、観光協会を担当する職員は兼務の1名のみであり、さらに土日祝日は休館しているため、観光客の多様なニーズに応えきれていない現状にある。

また、網干総合車両所と連携したイベントや、鉄道遺産（太子山公園の蒸気機関車D51、北沢産業の廃線軌道、播電鉄道など）の活用が模索されていることを確認した。

さらに、商工会は令和9年度に観光協会の事務局機能を町行政に戻したいとの強い意向を持っており、その協議を行っていることも確認した。このため、令和9年度以降の観光行政のあり方について中間取りまとめを行い、報告する必要性が生じた。

次、加東市観光協会視察での調査結果。

加東市は平成18年に社町、滝野町、東条町が合併し、平成19年には加東市観光協会（任意団体）が発足した。その後、平成26年に観光協会を一般社団法人化し、市当局の方針のもと、加東市の発展を促進するために事業展開をしている。

加東市を視察した結果、観光協会を法人化することが望ましい。その中でも、社会的な信用度が増し、他の法人よりも設立が容易で、適法であれば事業内容に制限がなく、行政等による監督が少ない「一般社団法人」とすることが適切であると考えられる。

委員からの意見。

現在、行政の商工観光係と、商工会内にある観光協会事務局のように担当部署が2カ所あることによって、観光行政が統一されにくい。

将来的には観光協会を一般社団法人化し、行政から独立した組織で観光行政を担うべきである。当面は、観光行政を町に戻して一元化した上で、交流人口が多い土日祝日などは職員が常駐し対応できる体制が望ましい。

令和9年度に、文化会館の指定管理者制度の導入が検討されているが、交流人口が多い文化会館の管理体制仕様書に、町内の観光名所や特産品に関するパンフレットなどの設置を明記することも必要である。

将来的には自主財源を確保した観光協会が、文化会館の指定管理者に応募できるような組織に育てていくことを目指すことも重要である。

鉄道遺産やおいしい水など、既存の地域資源を生かして観光業を活性化させることが必要である。

特産品は個々の店舗のみではなく、文化会館の一角などに特産品コーナーを設け、観光客が特産品を購入できる場を整備することが必要である。

太子町の鉄道の玄関口である網干駅は、京阪神地区への起点駅にもなっており、新快速や特急電車の始発も多い。このため網干駅周辺に宿泊施設を誘致し、観光やビジネスの拠点として活用することが望ましい。

以上、各委員から意見がありました。

#### 4、結論。

観光協会は将来的に一般社団法人として独立させ、観光行政を主体的に担う組織とすることを目標とし、そのために、当面は町行政に戻すことが望ましい。

また、交流人口の多い休日にも対応できる体制が必要であり、文化会館などを利用した窓口の開設が求められる。

さらに、既存の観光資源の利活用に加えて、新たな観光資源の発掘や特産品の開発によって、多様なニーズに対応できる施策展開が必要であり、観光業の活性化のため、特産品コーナーの設置や宿泊施設の誘致についても検討すべきである。

#### 5、提言。

以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、観光行政のあり方について、当局へ以下のとおり提言する。

①当面、観光協会の事務局機能は町行政が担い、将来的には独立した法人化を目指すこと。

②土日祝日に対応可能な観光窓口を開設すること。

③観光業活性化のため、網干総合車両所との連携、鉄道遺産やおいしい水などの地域資源を活かすこと。

④特産品コーナーの設置を検討するとともに、新たな観光資源の発掘や特産品の開発に継続的に取り組むこと。

⑤観光やビジネスの拠点として、網干駅周辺に宿泊施設の誘致を検討すること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清原良典） 以上で総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長の間接報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

~~~~~

- 日程第3 議案第35号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第36号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第37号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第38号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第39号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第40号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第41号 太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第42号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第3、議案第35号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10、議案第42号太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案8件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長山本順久議員。

○山本順久議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました議案につきまして、委員会審査報告書を読み上げ報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第35号。付託年月日、令和8年6月8日。件名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年6月9日火曜日午前10時から午後0時5分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①本改正により、従来受給していた対象者に対し、引き続き支給が維持されるのかとの質疑に、年金額の引上げにより低所得者が引き続き同様の判定区分となるよう措置するための改正であるとの答弁があった。

②第4条に規定する支給しない場合の所得基準について、従来の「80万9,000円」から「82万6,500円」に引き上げている根拠はとの質疑に、改定前及び改定後の支給額の合算により、年間支給額は「82万6,464円」となり、これを基準額設定の根拠としているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第36号。委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第36号。付託年月日、令和8年6月8日。件名、太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年6月9日火曜日午前10時から午後0時5分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①町内で対象となる事業所はあるのかとの質疑に、令和7年度まで対象事業所はなかったが、令和8年4月よりとみのおか保育園が小規模保育事業所A型として開設された。本改正においては、理学療法士等を保育士とみなすことが可能になったが、現在、とみのおか保育園では、保育士のみで配置されており、理学療法士等の保育配置はないため、該当はないとの答弁があった。

②専門職を用いる趣旨はあるのかとの質疑に、本改正の趣旨は、多様なニーズに対応した保育の充実を目的としており、障害児や医療的ケア児の受入れを推進するため、専門職を保育士として活用できる点であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第37号。委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第37号。付託年月日、令和8年6月8日。件名、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年6月9日火曜日午前10時から午後0時5分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①小規模保育事業は2歳までが原則であったが、満3歳以上も対象となり、従来小規模保育事業を実施していた事業所が3歳児を受け入れることができるということかとの質疑に、これまで小規模保育事業を実施している事業所が満3歳以上児を受け入れる制度は、特別な場合に限り定員の中で認められていたが、本改正では、新たに満3歳以上限定の小規模保育事業が創設されたということであるとの答弁があった。

②制度の変更により、太子町で満3歳以上限定の小規模保育事業所が今後増えるのかとの質疑に、町内での満3歳以上限定小規模保育事業所の設置については、今のところ要望は上がっていないが、設置条件として、その地域の実情を勘案し必要であれば設置可能とされているため、将来的な子供の数や受皿量の見通し等を勘案して検討する必要があるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第38号。委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第38号。付託年月日、令和8年6月8日。件名、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年6月9日火曜日午前10時から午後0時5分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①本町の在留カード及び特別永住者証明書の保有者数はどの程度かとの質疑に、在留カードは令和8年5月末時点で387名、特別永住者証明書は同時点で63名であるとの答弁があった。

②外国籍の方に対する啓発の現状はとの質疑に、マイナンバーカード更新時に、外国籍の方に対して平仮名でルビを付したもので案内している。今回の印鑑登録についても同様に啓発していきたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第39号。委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第39号。付託年月日、令和8年6月8日。件名、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年6月9日火曜日午前10時から午後0時5分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①政令改正に伴う条例改正であるが、非常勤消防団員等の葬祭補償の部分のみが変更になっている理由はとの質疑に、本改正は葬祭補償の定額部分の改正であり、これ以外の算出根拠となる基礎額については、令和8年3月定例会において、本条例の別表で額を改定しているとの答弁があった。

②本条例については、度々改正が行われているが、改正漏れがあったということではなく、政令等の上位法の改正に伴い、随時条例改正を行っているという理解でよいかとの質疑に、改正漏れによるものではなく、その都度、上位法改正に応じて改正しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第40号。委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第40号。付託年月日、令和8年6月8日。件名、太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年6月9日火曜日午前10時から午後0時5分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①斑鳩公民館が文化会館へ移転することになるが、文化会館のどの位置を利用するのかとの質疑に、2階の会議室と和室を公民館として利用することになるとの答弁があった。

②文化会館として自由に貸し出していたスペースを斑鳩公民館として貸し出す場合に、利用者などの制約が生じてくるのではないかとの質疑に、会議室と和室を公民館として利用していない場合は、文化会館の貸館の対象とする。公民館を優先して予約を受け付ける運用を考えているとの答弁があった。

③公民館として利用した場合と文化会館として利用した場合では、異なる使用料になるのかとの質疑に、公民館として利用の方が低額で、文化会館として利用するほうが高額な設定となっている。文化会館は営利目的等で広く利用することができるため、高い料金設定になっているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第41号。委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第41号。付託年月日、令和8年6月8日。件名、太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年6月9日火曜日午前10時から午後0時10分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①歴史資料館と文化財調査事務所の業務内容を整理していただきたいとの質疑に、現在、文化財調査事務所として、町民体育館南の事務所に会計年度任用職員を3名配置し、実測や接合、復元作業を行っている。また、今年度は、文化財の調査や保存・活用を行う文化財系の正規職員を歴史資料館に2名配置している。今後は、旧石海公民館に設置する文化財調査事務所において、その5名を配置する予定であるとの答弁があった。

②旧石海公民館の建物はどのような使い方をするのかとの質疑に、2階の会議室で会計年度任用職員が接合等の作業を行い、1階の事務所には文化財系の正規職員を2名配置する予定である。また、道路作業員については学習室及び1階の和室での利用を考えているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、議案第42号。委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第42号。付託年月日、令和8年6月8日。件名、太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和8年6月9日火曜日午前10時から午後0時5分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①指定管理者制度を導入するメリットとデメリットはとの質疑に、メリットとしては、利用者サービスの質・満足度の向上、地域文化の活性化、民間事業者との連携強化、さらには長期間にわたり安定した運営が可能となる点がある。デメリットとしては、制度を導入している自治体によれば、利益が優先されることにより、自治体運営と比較して費用が増加する場合があるとの答弁があった。

②指定管理者制度を導入した場合の企画・運営については、指定管理者に一任する形になるのかとの質疑に、現在、仕様書を作成している段階ではあるが、全てを一任するというのではない。具体的には、これまで実施してきた事業のうち、集客力や利用者からの評価が高いものについて内容を示した上で、検討を求める事業として現時点で5事業程度を抽出している。また、自主事業に係る費用についても、町として一定の考え方にに基づき算定し、指定管理者との協議により適切に対応していく予定であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（清原良典） 以上で福祉文教常任委員会委員長山本順久議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第35号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（清原良典） 全員賛成です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第36号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（清原良典） 全員賛成です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第37号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（清原良典） 全員賛成です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第38号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（清原良典） 全員賛成です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第39号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第40号太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第41号太子町文化財調査事務所の設置及び管理に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第42号太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(清原良典) 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第11 議案第43号 備品購入契約の締結について(中学校大型提示装置)

○議長(清原良典) 日程第11、議案第43号備品購入契約の締結について(中学校大型提示装置)を議題とします。

本案については6月8日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 こちらなんですけれども、大型モニターの分になるかと思うんですが、これは経年劣化のためという説明があるんですけれども、今後また5年後には、また同じような形で経年劣化を見越して買い換えるということになってくるんでしょうか。今回買い換えることによって、年数がもつのも上がるみたいなこともあるので、あれば確認したいと思いました。

○議長(清原良典) 教育次長。

○教育次長(福井照子) 今回購入するものにつきましては大型の提示装置で、モニターでございますので、家電製品と同じようなものと考えております。ですので、使用の頻度等によりましては5年以上もつものと思っておりますので、5年をめどにということは考えておりますが、今のところ何年というところの計画、はっきりした計画は立てておりません。

以上でございます。

○議長(清原良典) 中薮清志議員。

○中薮清志議員 勉強に必要なものでありますし、僕たちも視察に行ったときに、モニターを使っているいろいろやっている姿を拝見してます。いいことだとは思いますが、これを教育委員会として、これを今回買い換えるメリットというところは、単純に経年劣化の説明にもあったように、輝度ですかね、照明の劣化等々があるみたいを書いてありますけれども、それ以外にも、もし買い換えるメリットをどういうふうに考えているというのがあればお願いします。

○議長(清原良典) 教育次長。

○教育次長(福井照子) 本町では令和6年度に、全小学校に今回と同様の大型提示装置を導入しております。これにより、1人1台端末や校内ネットワークと連携した授業を実施しております。児童や教職員から、プロジェクターのように部屋を暗くする必要がなく見やすくなったと

か、それから、タブレットで書いた文章や図をミラーリングできるため分かりやすい。それから、発表することが苦手な児童も自分の意見や考えを伝えることができ、発表への心理的ハードルが下がったなどと好評を得ております。

そういったことを踏まえまして、今回中学校におきましてこういったメリットがあると感じて導入を決めました。

以上でございます。

○議長（清原良典） ほかに質疑はありませんか。

桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 令和7年の予算書を見ますと、小学校の場合、賃借料ということで予算計上されておりますが、中学校は購入です。この違いはどうして発生してるのでしょうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 今回は、国の地域未来交付金（デジタル実装型）というものを活用しまして購入という形にさせていただきました。

以上でございます。

○議長（清原良典） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほどの質問とかぶるかもしれませんが、こうしたデジタル機器というのは時代に合わせて機能的な面もあるかと思うんです。今回の購入、更新に関しましては、単純にその輝度とか照度の劣化ということでやっておられるのか、それか、機能的な面からも更新が必要になったということなのか、その辺の状況はどうかということについて説明をお願いします。

それから、先ほどの、国のデジタル実装型に係る地域未来交付金に関してですが、これ、国の補助率について御説明をお願いいたします。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 主な更新の理由としましては、先ほどおっしゃられました輝度とか照度の問題が出ておりますので、実際に見えにくいというところが、声が上がっておりました。耐用年数といいますか、そちらのほうも考えまして、今回、交付金を利用して購入するものでございます。

機能としましては、小学校と同じくWi-Fiを利用して、子供たちの1人1台端末、タブレットの内容をすぐにミラーリング、画面に映すことができるですとか、それから、現在使っておりますものが、スピーカーが少しついてるんですけども音が小さいので、そのスピーカーなんかも大きくなって聞き取りやすくなる。それから、デジタル教科書といいますか、そういったものも、大きな画面でみんなで共有しながらというような、メリットの部分がかなり大きいので今回購入ということになりました。

それから、交付金につきましては補助率2分の1でございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第12 議案第44号 工事請負契約の締結について(町内小中学校屋内運動場等空調設備整備工事)**

○議長(清原良典) 日程第12、議案第44号工事請負契約の締結について(町内小中学校屋内運動場等空調設備整備工事)を議題とします。

本案については6月8日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 4点ほど確認をさせていただきたいと思います。

一番最初は、プロポーザル方式の概要を教えてくださいというのが1点目です。

一般に、工事や設備などの施工業者を決めるのにいろんな入札方法があります。一般、最もポピュラーなのが、いわゆる価格で決める方法で、予定価格以上で最も安価な金額を入札した業者が落札をするという、いわゆる価格での競争方式ということになります。

一方で、額が大きくなったら何十億というような大型工事になりますと、要は価格と技術点というんですか、価格と技術で両方で評価をして総合評価をすることで業者を決めていくという方法があります。この方法については、入札金額を分子に入れて、技術点を分母に入れて計算をした結果が一番合理的なものを算出するというような方法になる。

今回のプロポーザル方式による業者選定ですけれども、発注者が設計、積算をする必要がなく、早期に業者を決めることができるメリットが採用されたというふうに考えておりますけれども、設計、積算、施工、工事監理までを業者が提案して、その提案の実現性であるとか、あるいは技術力や専門性、あるいは独自のアイデアや工夫、それから発注者の課題に対する解決策、これらのことを総合的に判断するというふうに理解しておりますけれども、最終的に、要は何で決めたのかというのが聞きたいところなんです。プロポーザルでいくと。

資料のほうには、技術点が何点だったというような記載もありますし、一方で、請負契約も幾らだということも書いてあります。ですから、このプロポーザル方式で、要は技術点で決めるのか金額で決めるのか、あるいはそれ以外の要素で決めるのか、そこら辺りの概要を教えてくださいということ。あわせて、落札ではなくて随意契約で業者が決まっているという、そこら辺りのプロポーザル方式の違いというのですか、その辺も併せてお願いしたいと思います。

次、2つ目です。参考資料の、タブレットでいきますと12ページと13ページに、だいたい色の着色と青い色の着色の区分がされております。この違いについて教えてください。

具体的には、太子西中学校の2階の図面と、それから太子東中学校の体育館の図面の要は右下のところ、だいたい色と青い色の着色をした凡例がついてるんですけど、どうも私が見る限りでは、何か同じようなことが書いてあって着色が違っているというようなことがありますので、その点について教えてくださいというのが2つ目です。

それから3つ目に、現在、中東情勢の影響で、建設業界では石油由来の資材の入手が困難だと。工事の進捗が遅れてるという、そんな情報を耳にします。例えば、空調の屋外配管をカバーする材料として塩化ビニール管、塩化ビニール資材であるとか、あるいは、塗装でいうと塗料であるとかシンナーであるとか養生資材、これらが品薄というようなことも聞いております。これらのことが、この工事の進捗に影響を与えるのではないかというふうに心配をするんですけども、工事遅延の可能性がないのかどうか、そこらあたりをお伺いするのが3点目です。

最後ですけれども、この工事は、この夏の熱中症対策に少しでも効果があるのかなというふうに期待をしてたんですけども、工期を見ますと来年の3月12日ということになっております。一般的には、工事完成後じゃないと設備は引き取れないということになっておりますけれども、例えばクラブ活動で中学校の体育館が非常に利用頻度が高いということになると、少しでも中学校の体育館を利用できるようなことが、完成を待たずにできないか。方法としては、出来上がった設備を工事途中でも引き取れる、いわゆる部分完成というそんな方式があつて、引き取る部分だけを完成検査をして引き取るというような方法もあるかと思うんですけども、そんなことを考えられているのかどうか、そこらあたりが4点目での質問になります。

以上です。

**○議長（清原良典）** 教育次長。

**○教育次長（福井照子）** まず1点目のプロポーザルにつきましては、採点表をホームページのほうでも公表しております。この採点表に基づきましてお話をさせていただきますと、まず、おっしゃいました価格、価格点、それから事業実施の体制、事業が確実にできるかとか、そういったもの、それから設計及び施工のスケジュールの実現可能性、それから空調設備の性能、それから学校現場の特性に配慮したような整備計画など、そういったものを総合的に点数化いたしました判断したものでございます。価格点につきましても相応の配点をしておりますので、価格も含めた総合的判断ということになっております。

それから2点目でございますが、先ほどの図面、参考資料でお配りしております図面に、だいたい色と、それから青色があるということで、こちらのほうも、確かに私のほうも不思議に思った点がございましたので確認をいたしました。そうしますと、太子西中学校については体育館をだいたい色、オレンジ色ですね、武道館を青色で分けているもので、ほかの学校につきましては中学校を青色、小学校をだいたい色で分けているということで、イメージ図ですので特に大きな意味合いはないということを確認しております。

次に、3点目ですが、中東情勢に係る影響でございますが、これにつきましては、プロポーザル審査の中でも事業者のほうに何重にもわたりまして確認をいたしました。機器につきましては、業者のほうでもメーカーのほうから納入の確約をいただいているということをお聞きした上での判断でございます。ですので、大きく、多少の影響は出るかもしれませんが、遅延はないということで思っております。

それから、4点目でございますが、夏のクラブ活動、それから体育の授業なんかにつきましては暑さ対策で使えるのかということでございますが、こちらのほうの工事のスケジュールといたしまして、ちょうど夏休みの頃に屋内の工事に入らせていただきたいということでスケジュールを組んでおりますので、夏季休業中のクラブ活動等での使用というのは考えておりません。

以上でございます。

**○議長（清原良典）** 財政課長。

**○財政課長（池田 誠）** 私からは、プロポーザル方式につきまして、入札形式か随意契約になるのか、そういった区分に関してのお尋ねが1点目の最後のほうにあったかと思っておりますので、そ

れについて補足として御回答いたします。

入札につきましては、一般競争、指名競争がございますが、議員御指摘のとおり、価格をもちまして、総合評価方式もございますが、価格等によりまして業者を決定するものでございます。

今回のプロポーザル方式につきましては、各見積りあるいは提案内容、技術等々も含めまして総合的に審査をしまして、まず最優先交渉権者を決定するものでございます。その優先交渉権者を決定しましてから、さらに協議を行いまして、最終的にその方と協議が調えば契約を結ぶという形になりますので、そういった協議というプロセスを経るということも踏まえまして、随意契約という形での整理といたしてございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） 玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 1点目のプロポーザル方式については、概要については理解をいたしました。あまり、レアなケースなので、それこそ、今後そんなない入札方式だと思いますので、あえて聞かせていただきました。

2つ目なんですけれども、今、着色の違いが大差ないという、そういうことで言われたんですけれども、大差ないものであれば、何で色分けをするのかなというのは逆に疑問が湧いてきて、例えば武道館のほうであれば、武道館だからなのか分かりませんが、防球ネットがないですよね。要は、球が当たってそういう機器が壊れるようなおそれがないから防球ネットがないというような説明が書いてあると思うんですけれども、先ほど言った太子西中学校の2階と、それから太子東中学校の体育館で、全く同じ仕様で色が変わってるというのが、どうも納得ができないというか、もう一度答弁をお願いしたいというのが1つ目です。

それから、あと、3番の中東情勢の関係で、資材の入手が困難じゃないかという、納入業者と時期は確実に入るといふ、そういう確認をして確約をしてるという、そういうお話がありましたので、ぜひそういう、きちっと履行をさせていただきたいというふうに思います。これは答弁結構です。

それから、最後で聞いた、いわゆる夏休み中は工事になるので体育館については使わないから、要は夏休みで使うということはないという、そういう答弁であったかと思うんですけれども、私が言ってるのは、例えば夏休みが終わって、体育館の工事が、できれば来年の3月12日を待たずに、例えば9月とか10月とかに使えるような設備になれば、事前に引き取って、そこだけでも使えるというようなことができないんだろうかな、そういう契約になってるのかどうか。なってないんだったら、なってないということで結構ですけれども、そこらあたりをお願いします。

2点、着色の問題と、それから、部分的に引き取るという工事になってるかどうか、そこらあたりをお願いします。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 色分けにつきましては、あくまでイメージ図ということで御容赦いただければと思っております。

それから、2点目の体育館の使用につきましては、先ほど、申し訳ありません、私の答弁のほうがちっと不十分だったかとは思いますが、子供たち、それから体育の授業ですとか、それから社会体育といったものに配慮しながら工事を進めるということで、そういった提案がございまして、学校の教育現場の影響が少ないという部分もその評価の中にございましたので、そういったことで、一方だけを先行して先にやってしまっただけで次の学校に取りかかるのではなく、それぞれの学校と調整をしながら学校教育の現場になるべく支障がないように進めていくというのを優先

しておりますので、一度にこの学校、まず7月、8月で完成しました。次の学校は9月、10月で完成しましたという工事の方法ではありませんので、そういった契約にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（清原良典） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時04分）

（再開 午前11時04分）

○議長（清原良典） 再開します。

教育次長。

○教育次長（福井照子） 申し訳ありません。途中での引渡しというのができるかという御質問でございますが、その点については引渡しができないということでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） ほかに質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 今回、太子西中学校の体育館についてなんですが、ほかのところは1階なので地べたにキュービクルというか受変電装置等が設置されると思うんですけども、太子西中学校の2階、体育館、2階なんですけど、文化会館の改修のときに今回ありましたけれども、上に乗せるのに重たくなるんで下に工事に変えるというような、後でそういったことのないのかどうかというだけの確認をしたいと思います。

○議長（清原良典） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時05分）

○議長（清原良典） 再開します。

教育次長。

○教育次長（福井照子） 太子西中学校のキュービクルにつきましては、設置場所が1階ということでございますので、今回キュービクルの重さが重くなっても支障はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、何点が質疑いたしますが、プロポーザル方式の審査については先ほど説明がございましたが、学校の特殊性に関して、その内容についても審査されたものかとは思っています。それで、そのあたりをどうされてるのかということなんですが、例えば室外機は天井から下げて防球ネットをしているという構造だと思っておりますが、これは体育館の天井の構造から下げるというものだと思いますが、例えば、落下の危険性でありますとか耐震性についてどのように評価されたのかということ。

それから、室外機のほうは、これは1階に設置されるかと思えます。それで、フェンスを設置するというふうに書いてますが、このフェンスの状況といいますか、子供たちも近くを通りますので、その安全性の問題と、それから点検も必要かと思えますので、その辺の配慮についてどのように考えているかという問題。

それから、こうした非常に空間の大きな部屋の場合は空気の循環によって冷房なり暖房の効率が変わるかと思いますが、その辺についてどのような設計をされているのかという点ですね。

それから最後に、体育館自体の断熱性、これによっても冷房・暖房の効率が変わりますけど、

説明資料のほうには建築改修工事、建具等改修ほかとなっておりますが、こういったあたりを考慮したものなのかどうか御確認いたします。

それから、先ほど工期についても説明がございましたが、夏休み中に主に室内の工事をするということなのかと思いますが、特に中学校の場合、夏休み中の、これまでの学校としての使用実績というか、その影響をどう考えておられるかということと、それから工事期間中というのは、いろいろ搬入も含めて様々な業者なり車なりが入ってくるかと思うんですが、その辺の安全確保についてどのようにお考えか、以上、お願いいたします。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 先ほど御質問いただきました学校の特殊性というところで、ほとんどの御質問がそうかと思うんですけれども、そういったところで御説明申し上げますと、まず空調、室外機につきましては、天井からのつり下げではなくギャラリー、ちょっとはみ出してるところといいますか、通路になってる部分の下につり下げるとい形になります。ですので、そんなに高い場所に設置するわけではありません。ですので、耐震性といいますか、そういったものにも配慮した上でといいますか、そこまでの高さのところから、真上から落ちてくるようなところではないというふうに考えております。

それから、室外機のフェンスですとか、それから安全性というものにつきましては、これから現場で細かい設計をすることになると、事業者と契約後に細かい打合せになると思いますが、それにつきましても、子供たちの安全を最優先に、危険性のないものを設置する予定にしております。

空気の循環につきましては、今回のエアコンにつきましては、あくまでイメージなんですけど、イメージ図ということでお示ししておりますとおり、大きなものを設置するものではなく、分割して設置するようになりますので、必要な部分について必要な運転をするということで、なるべく効率的な運転ができるようにということで、分割の設置を考えております。

それと、断熱性につきましては、体育館につきましては、本町の体育館は全て断熱性はありませんので、本来ですと断熱材の工事というものも必要なかもしれませんが、それをするとなりますと、本当に体育館全体の改修が必要になってまいりますので、今回につきましてはエアコンの設置のみで、断熱材を入れるという断熱工事は予定しておりません。

それと、中学校の使用実績ということでございますが、こちらのほうにつきましても、学校のほうと行事、それから授業、いろんな社会待遇、そういったものを今調整しておりますので、そういったところも配慮いたしまして工程を組んだ上で、それから安全性につきましても、児童・生徒の登下校時には大きな車は入れないですとか、そういったことの配慮をしながら、学校特有の登下校の動線、それから授業時間帯、部活動とか行事、社会待遇、近隣の配慮というのを前提に工程を組み立てるということで考えております。

以上でございます。

○議長（清原良典） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(清原良典) 全員賛成です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第13 議案第45号 工事請負変更契約の締結について(太子町立文化会館・歴史資料館建物維持改修工事)**

○議長(清原良典) 日程第13、議案第45号工事請負変更契約の締結について(太子町立文化会館・歴史資料館建物維持改修工事)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第45号工事請負変更契約の締結について(太子町立文化会館・歴史資料館建物維持改修工事)について説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年6月議会におきまして議決いただきました太子町立文化会館・歴史資料館建物維持改修工事請負契約につきまして、工事を進める中で施工方法の変更あるいは工事の追加等が生じたため、変更契約の議決を求めるものであります。

変更契約の金額につきましては、変更前の契約額12億7,600万円に9,758万1,000円を増額しまして、13億7,358万1,000円とするものであります。

詳細につきましては教育次長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(清原良典) 教育次長。

○教育次長(福井照子) 議案第45号工事請負変更契約の締結について(太子町立文化会館・歴史資料館建物維持改修工事)につきまして詳細説明を申し上げます。

文化会館・歴史資料館につきましては、令和7年度より大規模改修を実施しておりますが、工事を進めるにあたり、施工方法の変更や工事の追加等が必要となったための変更契約でございます。

変更内容は主に3点でございます。

まず1点目は、受変電設備更新に係る施工方法の変更によるもので、設備更新に伴う構造計算上の重量超過をキュービクルの分割配置、及び非常用発電機の設置場所変更により解決するものでございます。

2点目は、工事に伴い建物最後部まで足場を架けて屋根周りを確認した際に、経年劣化による金属屋根等の腐食が発覚し、腐食した箇所の塗装及び補修を行うものでございます。

3点目は、子育て世帯が安心して来館できる環境を整えるため、文化会館内の控室兼倉庫に使用していた部屋を「赤ちゃんのえき」に改修するものでございます。変更契約の金額につきましては、変更前の契約額12億7,600万円に9,758万1,000円を増額し、変更後の契約額は13億7,358万1,000円となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(清原良典) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 5つの点でお伺いをいたします。

先ほど、参考資料には受変電設備更新に係る施工方法の変更という、そういう記載があって、その後の詳細説明では受変電設備の位置が変わるという、そういう説明があったかと思うんですけれども、要は、施工方法の変更というのは、場所が変わるということじゃなくて位置そのものが変わるのであれば、これは施工方法の変更じゃなしに場所の変更というふうになるかと思うんですけれども、ちょっとそこらあたり、もう少し具体的に教えていただきたいというふうに思うのが1点目です。

それから2つ目、施工方法の変更ということであれば、普通は仮設方法というのは指定せずに、要はものが出来上がったならそれでいいんであって、施工方法は業者の都合でやればいいというのが一般的な、僕は考え方だと思うんですけれども、施工方法が変わるのであれば、その施工方法を指定した場合にのみ変更ができるということになるかと思うんですけれども、その辺で、当初施工方法まで指定してたのかどうかというのを教えていただきたいのが2つ目です。

それから3点目、大きな変更理由として3点挙げられてます。先ほどの受変電設備更新に係る施工方法の検討というのが1点。それから金属屋根の腐食箇所の塗装及び補修の追加というのが2つ目。それから、赤ちゃんのえき整備の追加という、こういう大きく3つの変更点があるんですけれども、これらのことについては、これから施工するのか、あるいは、指示書等でもう既に指示をして、変更契約をする前に施工しているのか、そこらあたりのことを教えていただきたい。何でこんな質問をするかという、これだけ大きな変更をするんですから、指示書じゃなくて、要は金額も図面もきっちりと明示して施工するというのが本来のやり方かなというふうに思うんですけれども、ちょっとその辺の疑問がありますので、この3点が、施工前なのか、施工してしまったのかというのを教えていただきたい。これが3つ目です。

それから4つ目なんですが、参考資料の8ページ、タブレットの8ページのところで、赤ちゃんのえき整備というのが書いてあるんですけれども、これは多分1階だと思うんです。拡大してみますと、講演者控室というふうになってたものが赤ちゃんのえき整備というふうになってるかと思うんですけれども、講演者控室が不要になったのかどうか。そこらあたりをお伺いしたいのと、「赤ちゃんのえき」そのものの定義というか、私は、例えば乳幼児を連れた保護者が授乳をしたり、あるいはおむつ替えをしたり、そういうスペースだというふうに理解をしているんですけれども、それでいいのかどうかだけ、ちょっと確認をさせてください。それが4つ目です。

それから最後、5つ目なんですけれども、同じ1階平面図のところで、女子トイレのところで青色着色がしてあって、トイレブース撤去という、図面の左側に幾つか青着色で書いてあります。最近よく話題になる公共施設で女子トイレが非常に少ないというようなことがあって、ひょっとして、この図面を見たら、女子トイレが増えるのかなというふうに見たんですけれども、どうもそうでもなさそうなので、今回の変更の中には入ってないかも分かりませんが、女子トイレの数が何か増えたような工事も入ってるのかどうか、その点、5つ目でお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） まず1点目の、受変電設備の位置の変更ということでございますが、先ほどの詳細説明で申し上げたところの、言葉の区切りといいますか、その部分で、キュービクルの分割配置で一旦切れまして、及び非常用発電機の設置場所の変更ということになりますので、今回の施工の方法の変更というのは、非常用発電機の設置場所を変更するという部分にかか

っております。

こちらの部分の、2点目の、施工方法を指定していたかにつきましては後ほどお答えをさせていただきますと思います。

それから、3点目の受変電設備の位置の変更、それから金属屋根、「赤ちゃんのえき」につきましては、現在は施工前ございまして、受変電の設備につきましても、これから入ってくるという状況でございます。

4点目、「赤ちゃんのえき」の整備につきましては、こちらのほう、図面上は講演者控室ということになっておりますが、今、実際にはそういった使い方をしておりませんで、主に倉庫ですとかそういったところで使っております。講演者の控室というのは別にございますので、そちらのほうを使用しております。

それと、「赤ちゃんのえき」の定義でございますが、こちらのほうにつきましては、乳幼児を抱える保護者が外出中におむつ交換や授乳・搾乳ができるようにということで町内18カ所に設置しているものでございます。各施設の中では、調乳用のお湯の提供や、それから備付けのお尻拭きなどの消耗品をお使いいただけるような施設となっております。

最後に、女子トイレの数につきましては、女子トイレの数は同じ数のままで洋式化、今現在は和式のものがございまして、洋式化をするものでございます。

以上でございます。

○議長（清原良典） ほかに質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 「赤ちゃんのえき」なんですけれど、これってええことやと思うんで、したらいいなと思うんですけれど、「赤ちゃんのえき」の設置って当初から考えられてなかったのかなというのがすごく気になるんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） おっしゃるとおり、このような施設につきましては、「赤ちゃんのえき」というのは設置するほうが利便性が高まるということで、そういった考え方もあったと思うんですけれども、当初の設計の中では、そういった部分には触れておりませんでしたので、今回改めて、その利便性を向上させるためにこういった施設が必要ではないかというところで追加をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（清原良典） ほかに質疑はありませんか。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 1点目の施工方法の変更というのをよく聞くと、施工方法の変更じゃなくて、発電機については位置が変わって、キュービクルについては分割で配置するという、要は配置する場所が変わってるので、これは施工方法の変更とは言わずに、機器の設置場所が変わったということなので、これは当然変更せざるを得ないということで理解ができました。したがって、2番については答弁がなかったんですけれども、要は位置が変わるから変更だという、そういうふうに理解しますので、2番目の質問についてはもう結構です。

それから、「赤ちゃんのえき」の答弁の中で、町内18カ所という、何かそんな答弁があったんですけれど、町内というのは太子町内に18カ所、あちこちに設置してて、文化会館にはなかったから今回追加で入れますという、そういう理解でよろしいですか。というのが1つ目ですよ。

じゃあ、それだけお願いします。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 委員おっしゃるとおり、現在18カ所、町内に設置しております。今回、文化会館の中に新たにできましたら19カ所目ということになります。

以上でございます。

○議長（清原良典） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（清原良典） 全員賛成です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第14 請願第7号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（清原良典） 日程第14、請願第7号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長山本順久議員。

○山本順久議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました請願について、請願審査報告書を読み上げ報告とさせていただきます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条の第1項の規定により報告します。

1、審査した事件。受理番号、請願第7号。付託年月日、令和8年6月4日。件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書提出。

2、審査年月日。令和8年6月9日火曜日午前10時から午後0時5分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

紹介議員の藤澤元之介議員より趣旨説明を受け、その後、協議を行った結果、当委員会として要望すべき事項であるとの結果に至った。

主な説明内容。

加配の教員の増員、少数職種の配置増など、教職員の定数の改善が必要だと言われている。小学校に続いて、中学校の学級編制標準は、2028年度までに35人に引き下げられる。今後、さらなる少人数学級の実現が必要である。教職員の業務負担を減らすために、3分類にかかわらず業務

の外部移行への財政措置が必要になることから、義務教育費国庫負担率を2分の1に戻してほしい。

主な質疑応答。

義務教育費国庫負担率2分の1に復元することが請願の表題であるにもかかわらず、要望事項の6番目に位置づけられているのはなぜかとの質疑に、そのような意見があったことを教職員組合と共有するとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成で採択すべきものと決定した。

(3)措置事項として、意見書を提出する。

以上です。

○議長（清原良典） 以上で福祉文教常任委員会委員長山本順久議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから請願第7号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（清原良典） 全員賛成です。したがって、請願第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前11時34分）

（再開 午前11時34分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 意見書案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に  
係る意見書

○議長（清原良典） 追加日程第1、意見書案第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2

分の1の復元に係る意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して山本順久議員。

○山本順久議員 それでは、意見書の提出について趣旨説明を申し上げます。

件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書。

提案理由といたしまして、現在、学校現場では、貧困・いじめ・不登校への対応に加え、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちのゆたかな学びを保障するために必要な教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。小・中学校の学級編制標準の見直しが進められているが、きめ細やかな教育活動や働き方改革を実現するためには、さらなる少人数学級の推進や教職員定数の改善が求められています。

また、自治体の財政力による教育条件の格差を生じさせないためには、国の責任による安定的な財源措置が不可欠であります。

それでは、意見書を読み上げます。

発議者、太子町議会議員山本順久、堀卓史、松浦崇志、中薮清志、森田哲夫、出原賢治。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書（案）。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は28年度までに35人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。また、4月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められますが、「3分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、小・中学校のさらなる学級編制標準の引下げ等、少人数学級について検討すること。あわせて、高等学校での35人学級を早急に実施すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で、国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教職員未配置問題の解消に向け、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。

5、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を中心に考慮し、全ての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめ

とした必要な財政措置を講ずること。

6、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和8年6月19日。衆議院議長森英介様、参議院議長関口昌一様、内閣総理大臣高市早苗様、財務大臣片山さつき様、文部科学大臣松本洋平様、総務大臣林芳正様。兵庫県太子町議会議長清原良典。

以上です。

○議長（清原良典） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては、議長に御一任いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第15 発議第1号 太子町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第15、発議第1号太子町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して出原賢治議員。

○出原賢治議員 発議第1号太子町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり定め、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。令和8年6月19日提出。発議者、太子町議会議員出原賢治、桑名幸夫、松浦崇志、中島貞次、玉田晶久、山本順久。

発議者を代表いたしまして、趣旨説明を申し上げます。

本条例の制定は、太子町議会議員が病気等の理由により町議会の会議等を長期間欠席するなど、議員がその職責を果たすことができなくなった場合を想定し、当該議員の議員報酬及び期末手当を減額もしくは停止することにより、職務遂行の状況に応じた支給の適正化を図り、もって町税の適切な使用と議会の透明性を担保することを目的とするものであって、先頃、本定例会で改正案が可決されました議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年条例第21号）の特例を定めるものであります。

以上、よろしくお願いします。

○議長（清原良典） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（清原良典） 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第16 発議第2号 太子町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第16、発議第2号太子町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して中薮清志議員。

○中薮清志議員 発議第2号太子町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

太子町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和8年6月19日提出。発議者、太子町議会議員中薮清志、出原賢治、松浦崇志、中島貞次、首藤佳隆、藤澤元之介、玉田正典、森田哲夫、山本順久、吉田智子。

発議者を代表して趣旨説明を行います。

太子町議会議会改革特別委員会では、議員報酬及び議員定数の適正化に向けた研究を令和7年1月より実施してきました。委員会の結論として、議員定数については現行より2人を減じた13人が妥当であると決したことを受け、「太子町議会の議員の定数を定める条例」（平成13年条例第58号）を改正するものであります。

当町議会の現在の議員定数は15人（奇数）であり、議長を除く議員により2常任委員会が組織される体制であります。委員会を重視する当町議会の体制維持の観点から定数の減員数は偶数であることが望ましく、両常任委員会の定数を現行の7人から6人とするについては実績もあり、委員会運営は可能であると考えられます。

また、議員報酬の増額を検討するに際し、当町議会が前提としてきたとおり、議会改革の推進による議会・議員活動の充実並びに平準化が見込まれること、議員の欠員により14人で議会運営した実績もあることから、2人の定数削減は可能であると判断しました。

提案する13人という定数は、太子町の人口規模と民主主義の確保の観点に照らしても必要な数字であり、これ以上の削減は住民の多様な意見を町政に反映させる議会の機能を損なうおそれが

あるため、町財政の状況にも配慮しつつ、住民自治の本旨にも基づき、現在の太子町における最低限度の議員定数として提案するものであります。

なお、この条例は令和9年4月1日以降、初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（清原良典） 趣旨説明が終わりました。間もなく正午が来ますが会議を続行します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 発議第2号についての反対討論を行います。

先般、6月8日の太子町議会定例会において、議案第34号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにより、平成10年から28年間精勤されてきた議員報酬の増額が賛成多数で可決されたところですが、その28年の間に太子町議会議員の定数は、平成15年に2人減、平成19年にも2人減、さらに、令和元年に1人減で、合計5人減で20人から15人に削減されてきました。

ところで、令和7年1月31日に開催された太子町議会議員研修会において、飯田厚講師が、議員定数基準の根拠として、まともな討議をするには1つの委員会の定数は少なくとも七、八人、最低でも6人を下らないことが必要であると言われておりました。現在、我が太子町議会の議員定数は15人で、各種委員会は6人から7人の定数で運営されており、既にまともな討議のできる最低基準ぎりぎりになっております。これ以上の議員定数削減を行えば、まともな討議が成り立たないことも心配されます。

また、令和6年1月1日時点の調査では、全国で135ある人口2万人以上の町村議会の平均議員定数は14.9人となっており、人口約3万3,200人で議員定数15人の太子町は、ほかの町村議会と比べても決して議員定数が多いわけではありません。さらに、先ほど触れた太子町議会議員研修会において、同じ飯田厚講師が、議員定数は一度削減すれば増加させることは不可能に近いということを認識し、議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減するようなことがないよう注意喚起もされておりました。

以上のことを踏まえるならば、このたびは28年間据置きにされてきた議員報酬の見直しだけにとどめておくべきであり、既に必要最低限の定数まで削減されてきた議員定数の見直しは、議員報酬増額の議論とは切り離し、今後において、次回選挙の立候補者の動向や議員の成り手不足の問題、今後の人口減少の度合いを見極めながら慎重に行うべきだということを申し上げ、反対討論とします。

以上です。

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 失礼いたします。私は本条例の改正案に賛成の立場から討論いたします。

令和7年1月より1年以上に及ぶ議会改革特別委員会での議員報酬並びに議員定数の適正化に

向けた検討及び太子町行政審議会による答申も踏まえ、議員報酬については本定例会 3 日目に、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが可決されたところであり、本発議は議員定数について現行より 2 名減の 13 名とするものであります。これは、現行の定数 15 人に対して 13.3% の削減であり、太子町一般行政職の職員数 2025 年の数字で 126 人に換算いたしますと約 17 名の削減に相当するものであります。議会改革特別委員会では、議員報酬と議員定数を同時に検討してまいりましたが、本来この両者は異なる論理で結論づけるものであって、議員報酬を増額する代わりに議員定数を削減するといったものでは決してありません。

また、定数を削減することが議会改革でもありません。安易な定数削減は、住民の多様な意思を町政に反映させる議会の機能を低下させ、あるいは不活性化を招くおそれがあり、それは住民自治の観点から望ましいものではありません。

しかしながら、私たち議会は住民の立場から行政を監視する使命を持ち、予算の執行に対しましても厳しく精査しなければならない立場にあります。したがって、議会議員の定数につきましても、最適な定数がどこにあるのかということを真剣に考えなければなりません。議会改革特別委員会での協議、例えば先ほども趣旨説明にありましたような、議員の退職や長期欠席により既に 14 名で運営してきた実績があることや、当町が比較的コンパクトな町域から成る自治体であること、あるいは、議員報酬増額に当たり前提として考えたとおり、議会機能の充実を図るとともに個々の議員の活動量の豊富化と平準化を目指すということ、さらには、太子町議会が奇数の議員で構成される議会であって 2 つの常任委員会を組織している現状など、こうしたことを踏まえて 2 名の減員が妥当であるとする結論を支持するものであります。

同時に、現在の太子町の人口規模と民主主義の確保の観点から、これは必要最低限度の議員定数であり、これ以上の削減は議会の機能を損なうおそれがあります。

繰り返しになりますが、本定例会 3 日目において議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正案が可決されたときの討論で申しましたとおり、今回の議員報酬の改定が段階的な措置であると認識しておりますところ、将来、再度の議員報酬の増額がなされとしても、その代わりに安易に議員定数を削減するといったことは行うべきではないということを強く申し上げておきたいと思います。

以上の理由から、本発議に賛成であるということを申し上げ、私の討論を終わります。

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 私は本発議第 2 号に反対をする立場から討論を行います。

本条例は、現在 15 名の定数を 13 名に 2 名削減する、こういう条例案であります。私は議会改革特別委員会で、定数の削減については民意の削減であり、現行のままの 15 名で据え置くべきだと、こういう立場で発言をしてまいりました。特別委員会の中では、全国町村議会議長会が調査をした第 70 回実態調査に基づいて、太子町の定数 15 名は全国的に見ても決して多くはないことを訴え、削減すべきではないことを主張してきました。あわせて、議員報酬と定数はそれぞれ関連するものではなくて、独立した考え方に立つものであります。

このたび、令和 7 年 7 月現在で全国議長会が調査をした 71 回実態調査に基づいて、エクセルデータで統計的に考えてみたいと思います。議員定数を考える場合に、人口規模であるとか、あるいは面積、財政力等々の指標が考えられますけれども、ここは町の人口規模に限って討論に参加をしたいと思います。先ほど桑名議員が人口 2 万人以上の自治体で討論をされましたけれども、私はまず 1 つ、全国で 3 万人以上の町を挙げてみました。全国で 64 自治体あります。最も多い人

口は広島県府中町の5万1,924人で、議員定数は18名であります。

また、人口が3万人以上で最も少ない町は愛媛県松前町の3万118人で、議員定数は14名になっております。ちなみに、太子町は3万3,275人で、44番目に人口が多い町となります。これら64自治体の議員定数の平均は15.5名になって、太子町の15名が決して多いわけではありません。

また、人口2万5,000人以上の町も調査をしてみました。全国で92自治体あります。議員定数の平均は15.2名になっております。太子町の定数15名が決して多いとは考えられず、いたずらに定数を削減して民意を削ることは許されないと思います。定数を削減することは、民意を切り捨てることそのものとなります。

一方、議会改革特別委員会では、成り手不足を解消するために議員報酬を適正化するために、活動量を増やす努力もしてきました。ところが、成り手不足解消と議員定数の削減は、結果として相反する事態を想定せざるを得ないことになります。議員定数を減らせば議員になる人の数が少なくなるため、より競争が厳しくなり、当選がより困難となります。選挙にかかる費用が増える可能性もあるという学者の説もあります。つまり、かえって定数を削減することによって成り手が少なくなる可能性すらあるわけであります。本末転倒とは、このことを言うのではないのでしょうか。

また、定数削減をしても最低6名の常任委員会数が確保できる。こういう理由から13名の定数が最低限で適切である、こういう議論もありました。しかし、この議論は町民の多様な民意を酌み上げる観点から抜け落ち、町民全体の民主主義確保よりも議会内の民主主義の確保という内部思考の観点であり、賛成できるものではありません。

以上のことから、当条例案には賛成できないことを表明して、反対討論といたします。

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成多数）

○議長（清原良典） 賛成多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第17 決議案第1号 太子町議会ハラスメント防止に関する決議

○議長（清原良典） 日程第17、決議案第1号太子町議会ハラスメント防止に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して山本順久議員。

○山本順久議員 それでは、発議者を代表いたしまして趣旨説明をいたします。

太子町議会ハラスメント防止に関する決議についてです。

議会は、住民の負託を受けて公共の利益のために活動する場であり、議員一人一人が尊厳を持って職務を遂行できる環境を確保することが不可欠であります。しかし、近年、議会内外において、言動や態度によるハラスメントが問題視されており、議員活動の自由と公正を損なう事例が報告されています。これらは、議会の信頼を著しく損ない、民主主義の根幹を揺るがすものであります。

議会は、住民・全職員（特別職を含む）・議員がお互いに個人として尊重されながら活動できる議会を目指すため、太子町議会ハラスメント防止宣言に基づき積極的に取り組むことを決議するものであります。

続いて、決議を読み上げます。

発議者、太子町議会議員山本順久、中島貞次、清原良典、首藤佳隆、藤澤元之介、堀卓史、中薮清志、玉田正典、森田哲夫、出原賢治、松浦崇志、桑名幸夫、玉田晶久、吉田智子。

太子町議会ハラスメント防止に関する決議（案）。

議会におけるハラスメント行為は、個人の人格や尊厳を傷つけるほか、議員の持つ本来の役割が発揮できず、議会の運営にも支障を来す大きな問題です。

議会は、住民・全職員（特別職を含む）・議員がお互いに個人として、尊重し尊重されながら活動できる議会を目指すため「太子町議会ハラスメント防止宣言」に基づき、積極的に取り組むことを宣言します。

私たちは、議員・全職員（特別職を含む）・住民の間におけるいかなるハラスメントも許しません。

議会は、互いを尊重し安心して活動できる環境を築くため、研修や啓発を進めます。

相談窓口を整え、ハラスメントに係る事案が発生した場合は、プライバシー保護等個人情報に十分配慮し、迅速に対応します。

不当な行為が認められれば、厳正に対処し、再発を防ぎます。

全議員がその趣旨を尊重し、実践していきます。

以上、決議する。

令和8年6月19日。太子町議会。

○議長（清原良典） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから決議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第18 議員派遣について

○議長（清原良典） 日程第18、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、太子町議会会議規則第129条の規定により、お手元に配りました議案のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配りました議案のとおり派遣することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第19 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（清原良典） 日程第19、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第4回太子町議会定例会（第522回町議会）を閉会します。

（閉会 午後0時16分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 議長挨拶

○議長（清原良典） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月3日の招集以来、本日までの17日間でしたが、この間、議員各位には条例改正など重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは町政進展のため、誠に御同慶に堪えません。ここに謹んで議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます。さらに、当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

これから暑さも厳しくなつてまいります。議員各位にはこの上とも御自愛をいただき、町政発展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和8年第4回太子町議会定例会（第522回町議会）が閉会されるに当たりまして挨拶を申し上げます。

去る6月3日に開会されました今期定例町議会におきましては、補正予算案件をはじめ、条例案件等重要案件につき慎重に御審議を賜り、適切に御議決いただきましたことに深く感謝を申し

上げます。また、御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力をしてみたいと思います。

なお、私ごとではありますが、町長就任以降、聖徳太子の教えである「和をもって貴しとなす」の精神を町政運営の基盤として、全庁全職員体制で行財政改革に努めてまいりました。その結果、様々な課題は残っておりますが、将来を見据えた一定の方向性を示すことができたのではないかと考えております。

今、太子町は大きな転換期にあると思っております。町内の主要幹線道路の整備をはじめ、その沿線沿いに企業・商業施設の誘致、長金陸橋の撤去、そしてそれに伴う周辺整備、石海校区における圍場整備事業の推進、小学校の環境整備、上下水道の耐震化など、課題は山積をしております。そのため、11月1日執行予定の太子町長選挙に出馬をさせていただき、持続可能なバランスの取れた“和のまち太子”の創造に向けまして、住民の皆様、企業、そして各種団体の皆様と力を合わせ、全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続いての御支援、御協力を重ねてお願いするものであります。

これから次第に暑さが厳しい季節となってまいります。議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、定例町議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 清 原 良 典

署名 議員 吉 田 智 子

署名 議員 山 本 順 久